

定期監査の結果に関する報告について（令和7年度第3回）

地方自治法第199条の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、福田裕監査委員、永易正光監査委員、成田芳律前監査委員が実施しました。

令和8年6月24日

四街道市監査委員	福	田	裕
同	永	易	正光
同	森	本	次郎

令和 7 年 度

監 査 報 告 書

(第 3 回)

定 期 監 査

上 下 水 道 部

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条の規定による定期監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年11月30日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の対象

上下水道部

3 監査の実施場所

行政委員会室

4 監査の実施期間

令和8年1月6日から令和8年2月4日

5 監査の方法

監査にあたっては、主に予算の執行状況及び財産の管理状況について、事前提出を求めた資料及び提示のあった関係書類を審査するほか、質問事項等により関係職員から事情を聴取した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められた。

一方、水道事業においては、給水戸数は増加しているものの、世帯員数の減少や節水機器の普及等により、水需要は毎年減少傾向にある。また、水道事業・下水道事業ともに施設の老朽化による更新及び維持管理に要する費用の増加が認められる。

今後も施設更新を見据えた持続可能な事業運営が求められることから、引き続き経営状況を的確に把握するとともに、適切な対応を図られたい。

全体的検討事項

時間外勤務の縮減について

時間外勤務の縮減については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上、さらにはワーク・ライフ・バランスや経費節減の観点から各種取り組みを実施してきたところである。また、令和7年10月1日からは、業務の見直し等の時間を確保するとともに、働き方改革を推進する事を目的として、開庁時間の短縮も実施されている。

時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、改善が認められる部署がある一方で、令和7年4月1日付け人号外総務部長通知「時間外勤務の縮減等について（通知）」で示された上限を超えているケースや特定の職員への偏りが見受けられた。

各所属長は、職員の心身の健康に十分配慮し、業務の繁閑に応じた勤務体制の強化や事務配分の適正化に努めるとともに、確実な時間外勤務の縮減に取り組まれない。

また、各部署において職員数が充足しているとはいえない状況であることから、更なる職員の増員に向け検討されたい。